

Information

原付・軽自動車などの廃車・名義変更の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、原動機付自転車(原付)、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を4月1日現在に所有登録されている人に課税されます。

「人に譲った」「廃車にした」「盗難にあった」「紛失して存在しない」場合でも、4月1日現在で手続きが完了していなければ、引き続き所有しているものとして課税されますので、廃車(解体)や名義変更などがあった場合は、必ず3月末までに手続きをしてください。

軽自動車の車種	見分け方	届出先
原動機付自転車 125cc以下	町(鬼北・広見・日吉)ナンバー (ナンバーの色：白・黄・桃・水色)	鬼北町役場町民生活課課税管理係 住所：鬼北町大字近永800番地1 ☎45-1111 または日吉支所、三島・愛治連絡所
小型特殊自動車 (農耕用・その他)	町(鬼北・広見・日吉)ナンバー (ナンバーの色：緑色)	
軽自動車 (四輪・三輪)	愛媛ナンバー	軽自動車検査協会愛媛事務所 住所：松山市高井町1814-2 ☎050-3816-3124【コールセンター】
軽自動車(二輪) 126～250cc		四国運輸局愛媛運輸支局 住所：松山市森松町1070 ☎050-5540-2076
二輪の小型自動車 251cc～		

※町ナンバーの廃車・名義変更の手続きの際は、ナンバープレート、印鑑、車体番号等が分かるものをお持ちになってお越しください。

問 役場 町民生活課 課税管理係 内線2121

Information

18歳までの子どもの医療費を助成しています

鬼北町では、18歳までの子どもの医療費を助成しています。
特に、高校卒業予定の方については、請求忘れのないようご注意ください。

対象者

鬼北町に住民登録のある子ども(18歳到達後の3月末まで)

◆0歳から中学3年まで
事前申請のうえ、資格証を使用してください。

◆中学卒業後～高校等卒業まで
いったん自己負担し、領収書を一カ月単位で整理して請求してください。数カ月分まとめて請求できますが、学生証等の確認がありますので、早めの手続きをおすすめします。

受付窓口

- ▶役場 町民生活課 生活支援係
- ▶役場 日吉支所

請求に必要なもの

- ▶領収書
- ▶印鑑
- ▶保護者(被保険者)の希望口座
- ▶子どもの保険証と学生証(写し可)
- ▶子ども自身に収入があればその明細書

※学校(保育所)等での傷病については「学校安全災害共済給付制度」を利用してください。

※他の公費助成が受けられる方は対象外です。

問い合わせ

- 役場 町民生活課 生活支援係
- 内線2119